

調査のポイント

【実施時期】 令和2年8月～令和3年9月 【結果通知】 東北地方環境事務所、東北農政局（令和3年9月30日）
【回答日】 東北地方環境事務所（令和6年2月28日）、東北農政局（令和6年3月11日）

- ツキノワグマの分布域は全国的に拡大傾向。市街地など人間の生活圏のすぐ近くに迫っている地域も多く、学校、民家周辺等でもツキノワグマに襲われるなどの被害が発生
- 調査の結果、次のような状況がみられた。
 - 地方公共団体では、住宅集合地域等で住民及び市町村職員やハンター等の現場従事者の身体・生命に危険が迫る状況もあり、人里出没対策に関する対応事例等の情報共有の場を設けてほしいとの要望
 - 国指定鳥獣保護区において被害防除・出没抑制対策が行われておらず、被害予防の捕獲許可についても科学的な根拠に基づき審査が行われていない等
- 調査結果を踏まえ、以下の改善所見を通知
 - 現場従事者が個別具体の状況に応じて判断できるよう、新たな知見や事例等が得られた場合には、地方公共団体に情報提供や助言を行うこと。また、出没時及び人身被害発生時の対応などの情報共有を目的とした勉強会等を開催すること。
 - 十和田鳥獣保護区における捕獲許可に当たっては、より確かな科学的根拠に基づき審査を行うこと等

主な改善措置

- 新たに勉強会を開催し、出没対策に関する新たな知見や事例、出没しにくい環境づくりや出没時の対応などについて情報提供（東北地方環境事務所）
- 十和田鳥獣保護区における問題個体の把握について、センサーカメラで把握した情報を地方公共団体に提供。また、捕獲許可申請では、監視カメラの映像と被害の実態を根拠としてエビデンスに基づく審査を実施（東北地方環境事務所）

1 ツキノワグマの出没時及び人身被害発生時の対応状況

制度の概要

- ◇ 銃器を使用した鳥獣の捕獲については、日出前及び日没後並びに住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所では禁止されている(鳥獣保護管理法第38条)。
- ◇ 一方で、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れたクマなどを駆除するよう命ずることができる(「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」(平成24年4月12日付け警察庁丁保発第43号ほか))。
- ◇ 環境省は、上記通達を都道府県鳥獣担当部局に通知し、警察部局との密接な連携・協力、捕獲放獣によらず緊急的な措置として発砲捕殺が必要な場合の銃猟免許所持者や関係団体等との連携・協力及び適切な対応を求めている。
- ◇ なお、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置としてクマ等を猟銃を使用して駆除することも可能

調査結果

- ・ クマの追い払い中にハンターが負傷したような例がある中、地方公共団体からは、ツキノワグマが住居集合地域等に出没した際にどのような流れで対応したのかを詳細に記載した事例集の作成や、ツキノワグマ対策の情報共有を目的とした勉強会の開催を望む意見あり
- ・ 現状ツキノワグマ対策について各県が情報交換等をする場は、北海道及び東北6県が開催し、環境省本省及び東北地方環境事務所も参加する「北海道・東北地方自然保護主管課長会議」のみ

当局の所見

- ① 現場従事者が個別具体的な状況に応じて判断できるよう、クマ類の出没対応マニュアル(令和3年3月環境省)を活用するとともに、新たな知見や事例等が得られた場合には、地方公共団体に情報提供すること(東北地方環境事務所)。
- ② ツキノワグマの人里出没対策について、出没時及び人身被害発生時の対応などの情報共有を目的とした地方公共団体向けの勉強会等に関係機関の協力を得て開催すること。また、地方公共団体から相談があった際は、助言等を行うこと(東北地方環境事務所)。

東北地方環境事務所の改善措置

- 令和4年3月に「東北地方ツキノワグマ出没対応勉強会」(以下「勉強会」という。)を新規に開催し、①住居集合地域等への出没対策に係る新たな知見や事例、②人里出没対策として、人身被害を発生させないよう、出没要因や出没しにくい環境づくり、出没時対応などの情報を提供

⇒ 参加した県、市町村担当者から、「関係法令等の適用判断」、「現場での対応事例」、「人里に出没しにくい環境づくり」、「住居集合地域等に出没した際の対応の流れ」などが理解できたとの評価

2 ツキノワグマの保護管理に関する施策・事業の実施状況

制度の概要

- ◇ 環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)」(令和4年3月環境省)では、問題個体のモニタリング及び人間活動域に隣接する緩衝地帯でのモニタリングについて解説
- ◇ 環境省の「クマ類の出没対応マニュアル」(令和3年3月環境省)では、より効果的な対策を進めるためには、集落単位など地域ぐるみで総合的な防除対策に取り組み、それを継続・維持することが重要とされている。
- ◇ 十和田鳥獣保護区でツキノワグマを捕獲する場合には、環境大臣による許可を受ける必要がある。

調査結果

【地方公共団体における問題個体のモニタリング等】

- ・ 地方公共団体から、問題個体を特定したり、人間活動域に隣接する緩衝地帯でモニタリングを実施することの有効性や必要性について疑問がある、実施結果を踏まえてどのようにツキノワグマの人里への出沒対策に活用すればよいのか分からない等の意見あり

【十和田鳥獣保護区におけるツキノワグマの捕獲】

- ・ 東北地方環境事務所ではツキノワグマの問題個体、人間活動領域に隣接する緩衝地帯でのモニタリング(侵入経路の特定等)を実施していないため、生息数への影響について具体的に把握していない。

当局の所見

- ① 地方公共団体に対して、会議・研修会等の場を通じて、ツキノワグマの問題個体のモニタリングや人間活動領域に隣接する緩衝地帯でのモニタリング、被害防除対策等に係る地域ぐるみの取組について、有効性及び必要性を含め、ガイドライン、マニュアル等により、地域の実情に応じた運用や導入方法を具体的に情報提供すること。また、地方公共団体から相談があった際は、助言等を行うこと(東北地方環境事務所及び東北農政局)。
- ② 十和田鳥獣保護区におけるツキノワグマによる被害予防のための捕獲許可に当たっては、国が推奨する被害防除・出沒抑制対策及び問題個体の特定による選別的な捕獲が実施されるよう、必要な助言や情報提供を行うこと。
また、十和田鳥獣保護区の管理方針に基づくモニタリング調査等を通じ、ツキノワグマの生息状況及び被害状況を考慮した上で、より確かな科学的な根拠(エビデンス)に基づき審査を行うこと(東北地方環境事務所)。

東北地方環境事務所及び東北農政局の改善措置状況

- 勉強会等で問題個体や人間活動領域に隣接する緩衝地帯でのモニタリング、被害防除対策等に係る地域ぐるみの取組について情報提供(東北地方環境事務所)
⇒ 参加した県や市町村担当者から、「緩衝帯づくり活動について参考になった」等の評価
- 地方公共団体に対し、農作物被害防止対策へ向けた生息状況調査の実施が可能である鳥獣被害防止総合対策交付金(クマ複合対策)について情報提供(東北農政局)
- 十和田鳥獣保護区では、野生動物調査で設置している既存の野生動物調査用センサーカメラを活用。出沒状況を確認し、十和田市に情報提供や助言。また、令和3年度に養魚場が被害を受けた際の捕獲許可申請では、監視カメラの映像と被害の実態を根拠とするなど、エビデンスに基づき審査(東北地方環境事務所)

3 その他

制度の概要

- ◇ 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(令和3年10月環境省、以下「基本的指針」という。)では、クマ類の市街地等への出没時の対応には、迅速性と高い技術力が求められ、地方公共団体において、これに対応できる者の配置等が求められている。
- ◇ 基本的指針では、地方公共団体が地域の実情を踏まえつつ、クマ類の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、意図しない鳥獣類の捕獲※(以下「錯誤捕獲」という。)を防止するよう指導することとされている。
※ニホンジカやイノシシの捕獲用わなにツキノワグマが錯誤捕獲された場合、わなから逃れようとして暴れるクマにより捕獲従事者等が負傷するおそれがある。

調査結果

- ・ 調査した市町村では、麻酔を使用して捕獲又は放獣することについて、体制面や有効性の点で消極的、また、麻酔使用の人材の育成が必要であるとしているものの、国が具体的な方法を示していないため、やり方が分からないとの意見あり
- ・ また、錯誤捕獲の予防等に係る知見が十分でないことから、国に対して錯誤捕獲に係る研修等を実施してほしいとの要望あり

当局の所見

- ① 麻酔を使用した捕獲又は放獣の有効性及びその人材育成の具体的な方法について、一層の普及・啓発を図ること。
- ② クマ類が住居集合地域等に出没した場合に備え、住居集合地域等における麻酔銃猟について、最新の動向を地方公共団体へも情報提供していくこと。また、地方公共団体から相談があった場合には、助言等を行っていくこと。
- ③ 環境省本省における錯誤捕獲の実態を把握するための検討状況や捕獲情報収集システム※の改修等を踏まえつつ、どのような項目の収集が必要なのかを具体的に示した上で、これらの情報の提供元となる地方公共団体に対して、錯誤捕獲の実態に係る情報提供を依頼すること。その際、報告事項のフォーマット化と地方公共団体の負担軽減についても検討すること。
(①～③ 東北地方環境事務所)
- ④ 地方公共団体に対して、有効な方策を具体的に示した上で、錯誤捕獲の予防、人身事故の防止及び発生時の対応に係る研修を実施するとともに、捕獲従事者における意識を高めるため、地方公共団体が行う研修について助言すること(東北農政局及び東北地方環境事務所)。

※環境省、都道府県、市町村が各々の捕獲等の情報を入力し、捕獲情報を一元的に管理する環境省のシステム。錯誤捕獲の情報を報告する仕様となっていない。

東北地方環境事務所及び東北農政局の改善措置状況

- 勉強会において、麻酔を使用した捕獲、住居集合地域等へ出没した場合の注意点等を情報提供(東北地方環境事務所)
⇒ 参加した県・市町村担当者から、麻酔使用の「長所」や「検討事項」等を理解できたと評価
- 令和4年12月及び令和5年12月の「東北地方ツキノワグマ錯誤捕獲対策研修会」で、麻酔使用の人材育成や担い手確保、錯誤捕獲の予防等を情報提供(東北地方環境事務所)
⇒ アンケートでは全体の92%(令和4年度)、94%(令和5年度)が役に立ったと評価
- 環境省本省が学会と連携し、ツキノワグマの錯誤捕獲の実態把握に努めるとともに、捕獲情報収集システムの改修等の実施状況も踏まえながら、引き続き報告事項のフォーマット化を検討(東北地方環境事務所)
- 「農作物鳥獣被害防止対策研修」において、令和4年度より「クマ対策」の講義の中に錯誤捕獲を追加(東北農政局)